

## 1. 国の制度としては対応可能である事項

### 1-4. 大学教員の定員の柔軟化

令和2年12月25日 作成

Q22. 上記の「人材育成・獲得」及び「研究環境整備」に関する問以外に、対応を検討すべきと考える課題等があれば、ご記入ください。

課題等の概要	課題対応等の整理	課題対応等の詳細
<ul style="list-style-type: none"><li>● 1 教授ポストを2 技官等に振り替えることで、雇用することはできないか。</li></ul>	国の制度的に可能	<ul style="list-style-type: none"><li>● 大学教員の定員については、国の制度として規定されているものではなく、各大学において、人事施策の一環として規定されているものです。ご所属の組織の担当部署にご相談ください。</li><li>● その際のご参考としましては、例えば、人員枠をポイントに換算し人件費ベースで管理するポイント制を採用する国立大学（筑波大学など）が近年増えており、従前の人員枠にとらわれない機動的かつ柔軟な教員配置が可能となっています。</li></ul>